

「はい、こちら企業の
労働110番です」

「はい、こちら企業の
労働110番です」

名北協會相談員日誌 146



三ちぢみ企業の 労働110番です

一般社団法人 名北労働基準協会

勞動保險部係長

特定社会保険労務士 若井大志

事業主も加入できる労災保険の
「特別加入」をご存じですか？

「今度就任した社長は従業員と一緒に業務を行うことが多いのですが、業務中にケガをした場合従業員と同じように労災保険の補償はあります

前加入する事で国の労災保険に加入できる『労災保険の特別加入』という制度があります、とお伝えしました。

と同様の仕事をしている人は、仕事中の事故でも例外的に健康保険が使えますが、健康保険の被保険者5名以上の会社では健康保険は使えず、困ったときに助けてもらえない

の上記以外の業種であり、
労働保険事務組合に事務
委託することが必要です。
私ども一般社団法人名北
労働基準協会 労働保険
事務組合で『労災保険の
特別加入』が可能です。
当協会の労働保険事務組

お問合せ・お申し込み
は、当協会労働保険部
(労働保険事務組合)
052-962-0421
にて承ります。

労災保険の特別加入をされない状態で事故にあわれた不幸な事例が数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。『労災保険の特別加入』のご検討をしてみてはいかがでしょうか。

私は、労災保険は労働者を対象とした国の保険であり、労働者でない事業主は制度の対象外です。

充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長・会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆さんは、仕事中や通勤中の事故では使えません。また、健康保険に関しては、健康保険の被保険者5名未満の会社の社長で、一般社員

使えない補償の空白地帯である「国の保険のブラックホール」と言います。多くの方がこの「ブラックホール」を知らずに飲み込まれますが、この「ブラックホール」から脱出する方法があります。それは『労災保険の特別加入』制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。

合は昭和43年の設立以来
経験豊かなスタッフと関
係行政と数多くの建設ゼ
ネコン会社、製造工場、
各種団体との密接な連携
関係により迅速、確実な
事務処理を行い、現在約
1400社の事業場に労
働保険事務を委託頂いて
おり、定評を得ております。